

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 生涯学習文化課
委託業務番号	令和4年度 長生第2号
委託業務名称	余呉文化ホール受付等業務委託
委託業務場所	長浜市余呉町中之郷2324番地 余呉文化ホール
業務の概要	直営施設である余呉文化ホールについて、良好な利用環境と申込窓口サービスの向上の提供のため、利用受付およびホールの開閉管理、清掃、設備の操作管理等、ホール管理に係る業務を委託するもの
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	893,760円(単価契約による年間予定額)
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県長浜市余呉町中之郷1117番地1 [商号又は名称] 余呉地域づくり協議会 会長 是洞尚武
契約相手方の選定理由	余呉文化ホールについては、平成28年度から余呉地域づくり協議会を指定管理者として管理運営してきたが、施設の利用実績や近隣施設の整備状況等を踏まえ、今年度より当市直営化による管理運用を図り、今後の施設形態の変更等を検討していく。しかし、ホールを利用される市民の利便性を低下させることなく、かつ効率よく施室管理を進めるため、隣接のまちづくりセンターの指定管理を担い、地域状況に精通する同協議会と引き続き受付業務等について随意契約するもの。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>